# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 28 年3月 28 日答申分

# ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500910号 厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500114号

#### 第1 結論

昭和50年\*月から昭和51年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和30年生

住 所:

# 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年\*月から昭和51年3月まで

昭和50年は、父の仕事を手伝っていたが、国民年金保険料は納付していなかった。

しかし、昭和 51 年に国民年金の加入や保険料に関する通知が届いたため、親が加入手続を 行い、請求期間に係る保険料を納めたはずであるので、調査の上、請求期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、昭和 51 年に国民年金の加入や保険料に関する通知が届いたため、親が加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、加入手続及び保険料納付を行った時期や場所、納付金額、納付方法等、具体的な状況は不明である上、請求者の両親は既に死亡していることから、これらの状況について聴取することができない。

また、請求者の国民年金加入手続が行われた時期は、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿に記載された手帳交付年月日及び請求者の国民年金記号番号前後の被保険者の記録により、昭和53年3月6日と認められることから、加入手続を行った当該時点においては、請求期間のうち昭和50年\*月から同年12月までの期間に係る国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、前述の国民年金被保険者名簿によると、請求期間の国民年金保険料納付状況については空欄であり、保険料が収納されたことを示す記載はない。

加えて、社会保険オンラインシステムの氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金 記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納 付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はないとしており、ほかに請求期間 に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500870号 厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500115号

## 第1 結論

昭和51年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

## 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和51年4月から昭和52年3月まで

昭和48年10月ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、その後、年月は覚えていないが、国民年金保険料が未納であるという連絡を受けたので定期預金を解約し、春頃に同出張所の窓口で請求期間に係る保険料として10万円ほど納付した。その時、私が「ちゃんと払えば年金はもらえるんでしょうね。」と冗談っぽく担当者に言ったら、「もらえますとも。そうじゃないと私達が許しません。」と真顔で担当者が答えたことを鮮明に記憶していることから、未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求者は、昭和48年10月ごろにA市役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、年月は不明だが春頃に同出張所で請求期間に係る国民年金保険料を10万円ほど納付したと申述しているが、請求者の国民年金記号番号は、国民年金手帳記号番号払出(管理)簿及び当該番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得時期から昭和52年1月にC県D郡E村(以下「E村」という。)で払い出されたと推認される上、請求期間に係る保険料の合計額は請求者が申述する額とは相違している。

また、請求者は、除かれた戸籍の附票及び住民票の写しにより、昭和52年1月21日からは E村に、同年4月2日からはF市に居住していることが確認できることから、請求者はE村又 はF市において請求期間に係る国民年金保険料を納付することは可能であったが、請求者はE 村又はF市における当該保険料の納付状況については不明としている。

さらに、社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500829号 厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500267号

#### 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(厚生年金保険の適用事業所名称は、A事業所B氏。以下、「A事業所」という。)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

# 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和39年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年1月1日から昭和63年12月1日まで

日本年金機構の記録には、A事業所に勤務していた期間に係る厚生年金保険被保険者記録が 全くない。請求期間において、一部勤務していない期間もあったが、同事業所から支給された 給与から厚生年金保険料が控除されていた。

A事業所に勤務していた証拠として昭和 62 年 7 月 3 日に支給決定された「労働者災害補償保険 療養・休業補償給付等支給決定通知」及び預金通帳の写しを提出するので、請求期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 判断の理由

A事業所における請求期間当時の経理担当者(以下、「元経理担当者」という。)は、請求者は昭和62年3月頃から同年12月頃まで同事業所に在職し、同年5月頃には業務中の事故でしばらく休業した旨陳述している上、同事業所の元従業員の一人は、請求者が同事業所に勤務していたことを記憶していると回答していることから、期間の特定はできないものの、請求者が同事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A事業所における請求期間当時の事業主は既に死亡している上、元経理担当者は、同事業所に係る従業員名簿、賃金台帳などの書類は全て廃棄したため、給与からの厚生年金保険料控除については不明であると陳述している。

なお、請求者が提出した預金通帳の写しの「普通預金・当座貸越明細」には、摘要欄に「給料」と印字された預り金額の記録が一部に見られることから、請求者のA事業所における就労の事実は推認できるものの、厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

また、A事業所の請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、請求者の氏名は 見当たらず、「健保番号」に欠番はない上、同事業所に係るオンライン記録に請求者の氏名は 見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。